

令和元年 第19回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和元年11月28日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和元年11月28日

## 東京都教育委員会第19回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

##### 第122号議案

東京都公立学校長の任命について

##### 第123号議案

令和元年度東京都公立学校長等任用審査について

#### 2 報 告 事 項

(1) 令和元年度 SNSを活用した教育相談(上半期)の実施状況について

(2) 都民の声(教育・文化)について[令和元年度上半期(4月～9月)]

教 育 長	藤 田 裕 司
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	藤 田 裕 司
次長	西 海 哲 洋
教育監	宇 田 剛
総務部長	安 部 典 子
都立学校教育部長	江 藤 巧
地域教育支援部長	太 田 誠 一
指導部長	増 田 正 弘
人事部長	浅 野 直 樹
福利厚生部長	小 菅 政 治
教育政策担当部長	小 原 昌
企画調整担当部長	谷 理 恵 子
教育改革推進担当部長	藤 井 大 輔
特別支援教育推進担当部長	高 木 敦 子
指導推進担当部長	瀧 沢 佳 宏
人事企画担当部長	黒 田 則 明
担当部長（総務課長事務取扱）	加 倉 井 祐 介
（書 記） 総務部教育政策課長	秋 田 一 樹

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和元年第19回定例会を開会いたします。

本日は、毎日新聞社ほか1社からの取材と、9名の傍聴の申込みがございました。これを許可してもよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、許可をいたします。入室をしてください。

### 日程以外の発言

【教育長】 それでは議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意を頂きたいと思います。

### 議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、北村委員にお願いしたいと思います。

### 前々回の議事録

【教育長】 前々回10月24日の第17回定例会の議事録につきましては、先日配布をいたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を頂きたいと存じます。よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、第17回定例会の議事録については御承認を頂きました。

前回11月14日の第18回定例会の議事録が机上に配布されております。次回までに御

覧いただきまして、次回の定例会で御承認を頂きたいと存じます。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第122号議案及び第123号議案につきましては、人事等に関する案件でございますので、非公開といたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。—— 〈異議なし〉 ——  
それでは、ただいまの件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

## 報 告

(1) 令和元年度 SNSを活用した教育相談(上半期)の実施状況について

【教育長】 それでは、報告事項(1) 令和元年度 SNSを活用した教育相談(上半期)の実施状況について、指導部長から説明をお願いいたします。

【指導部長】 報告資料(1)を御覧ください。

令和元年度 SNSを活用した教育相談(上半期)の実施状況について御報告いたします。

報告資料上段を御覧ください。

これまで都教育委員会は、いじめを含む様々な悩みを抱える子供たちに向けて、電話やメール等の相談体制を整備してまいりました。一方、スマートフォンの普及等に伴い、最近若年層の用いるコミュニケーション手段はSNSが圧倒的な割合を占めていることから、昨年8月25日から9月7日まで、都立高校生を対象に、LINEを活用したSNS教育相談を試行的に実施いたしました。その結果、2週間で315件、1日平均22.5件の相談が寄せられ、SNSが生徒にとって利用しやすい相談手段であることが分かりました。そこで本年度は、相談対象、相談期間、相談時間を拡大して実施することといたしました。

左のボックス、3事業の概要を御覧ください。

本年度は、4月1日から通年で午後5時から午後10時まで実施しております。昨年度の試行では、終了時刻が午後9時でしたので、相談時間を1時間延長しております。

相談対象は、試行実施時の都立高校生約15万5000人から、都内国公立の中高一約

64万人に広げております。

周知方法といたしましては、3月末と7月中旬の2回、学校を通じて対象者全員に周知用カードを配布するとともに、8月28日にLINEの友達登録をした相談者に対して相談を促すプッシュ通知を行っております。

相談体制につきましては、心理カウンセラー資格を有する相談員が1対1でチャットにより相談を受けます。通常時は5回線を準備し、同時に5人の相談を受けることができるようにし、年度当初の2か月や夏休み終了前後の期間など、生徒が不安を抱きやすいと考えられる時期には回線数を増強して対応をしております。その際、生命に関わる事項等の相談を受理した場合には、東京都教育相談センター等の専門機関と連携して対応することとしております。

4 実施の状況を御覧ください。

①登録数でございますが、開始当初の1753人から、9月30日時点で1万3118人となっております。ただし、この登録数ですが、私どもが実施しているSNS教育相談が、福祉保健局と都民安全推進本部が実施しているSNS相談と同じアカウントで実施をしていることから、他局のSNS相談で登録した方もこの中に含まれておりますので、生徒のみの人数ではございません。②番以降、数値を挙げて説明をさせていただきますが、②番以降の数値については、私どもが行っておりますSNS教育相談単体の数値となっております。

②相談件数でございますが、登録した生徒から半年間で2120件、1日平均11.6件の相談が寄せられました。

③1件の相談にかかった時間は、平均約41分でございます。

④週ごとの相談件数の推移のグラフを御覧いただきたいと思います。時期を問わず相談が寄せられておりますが、特に新学期開始時期の4月当初、5月の大型連休後、夏休み終了後から9月にかけて相談件数の増加が見られました。7月の第2週、第3週に相談件数が増加しているのは、都教育相談センターが教育相談窓口の周知用カードを配布したことによると考えられます。

⑤校種比を御覧ください。今年度、新たに対象とした中学生からの相談が半数以上となっております。

⑥相談者の性別では、女子が約7割を占めております。

⑦学年別相談人数のグラフを御覧ください。中学校、高等学校、高専とも1年生からの相談が最も多くなっております。

⑧1人当たりの相談回数でございますが、1回だけ相談した生徒が約7割ということになっております。

右の方にまいりまして、⑨時間帯別のアクセス状況でございます。午後5時台からの相談が最も多くなっております。なお午後9時台のみ受付時間が30分となっておりますので、他の時間帯に比べ少なくなっております。

⑩主訴といたしましては、いじめを除く友人関係の悩みが最も多く、次いで学業不振、家族関係、心身の健康等と続くといった状況でございます。

最後に⑪成果と課題についてでございます。実施の成果といたしましては、相談対象を拡大したことで、中学生からの相談を多く受け付けることができていること、相談期間等を拡大したことで、時期を問わず相談を受け付けることができていることが挙げられます。今後の課題といたしましては、相談者の悩みの種の解決に向け、相談者が身近にいる信頼できる大人や専門機関に直接相談するなどの行動を起こすことができるよう、SNSの丁寧なやり取りを通じてそうしたことを促し、具体的な支援につなげていく必要があると考えております。

説明は以上でございます。

**【教育長】** ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

**【北村委員】** 今年度から対象を広げて、より多くの子供たちが相談にということで、一定の成果を上げているのかなというふうに感じてはいるのですけれども、もしかすると、今この場でお答えいただくのは難しい面もあるかもしれないので、次回の下半期御報告のときには具体的にお伺いできればと思いますし、今分かればということも含めてで、ちょっと御質問させてください。

一つが、1回で終わる子が7割ということで、多くはそれほど大きな事案ではなくて、少し話をしたことで心が楽になったりしてということも想像がつくのですが、場合によっては、あまり効果がないと思ってやめられてしまったというケースも想定さ

れると思います。その辺り、判断はなかなか難しいとは思いますが、ケースによっては少しこちらからフォローをしたりとか、そういうこともされているでしょうか。その中でどういうふうに見てくれば良いのか、こういう質問をしながらも分からないのですけれども。ただ、やはり工夫していかなければいけないのは、もし、この7割の子供たちの多くに、1回相談してみたけどあまり効果がないなと思われてしまっているのだったら残念なことです。そこを改善するような方策、これはこういうインターネットの専門の方々とも相談を、心理カウンセラーだけではなくて、恐らくこういうインターネット関係の方とも相談しながら、どうやってより実態を理解していく方策があるのかというのを、ちょっと工夫する必要があるかなと思います。今すぐここでどうこうという話ではないのですが、そこをしていかないと、7割のほとんどが軽微なことであるということならいいのですけれども、そうではないのであるならば、事業そのものに問題があるかと思しますので、御検討いただきたいというのが一つ目の質問です。

二つ目は、それとも関連するところがあるのですけれども、寄せられた相談の中で、どのくらいが、これは重大な課題で、何らかの介入が必要だなというような、そういう対応を取られたものが、先ほど言及された面もあったかなとは思いますが、どういったような介入を今までされたケースがあるのでしょうか。それが、特に例えば私立の学校に在籍している子供たちなどですと、なかなか介入しづらい部分もあるのかもしれないのですが、そういうことも含めて、実際に重大なケースというのがどのくらい見られて、そこにどのような介入というのがなされたのかということ、今分かる範囲で御教示いただければと思います。

**【指導部長】** 1点目の分析につきましては、今後ということにさせていただきたいかと思いますが、心理カウンセラーが対面で相談をする、あるいは電話で直接、声のトーン等を聞きながら相談を受けるということとは、やはりだいぶ動きが違ってきます。その部分については、これに携わる相談員については、LINEの特性、SNSの特性をかなり理解し、かなり訓練をし、どういう形で返していくか。例えば、絵文字の効果等々についても、1回ぐらいで、なかなか信頼関係がないところで、下手に絵文字で返したりなんかすると、それが逆効果を生んでしまうとか、かな



りSNSを活用した教育相談ならではの訓練等々はしています。

相談の内容を見ていくと、これは、本当にSNSのチャットかなというような、軽い感じの相談がかなり多くはなっています。左側の一番下のところに、生命に関わる事項等というふうに書かれているのですが、中に自殺をほのめかすようなものがあったときに、我々としてはあらゆる機関に連絡をします。結局、その子の属性というのはなかなか分からないのですよね。やり取りの中で、かなりその属性を持ってくるのですが、あまりそこをしつこくすると、やはり匿名性の高いものなので、最初から嫌われてしまうという話になってしまいます。そこを勘案しながらやっていって、いろいろ、例えばうちの教育相談センターの過去の相談窓口にそういった子が来ていないかとか、児相の方にも連絡して、そういうような対象者がいないかどうか。そういうことをして、それでもいなかったときに、一度、それがちょうど夏休み明けぐらいにかかるところに来ていたので、ハンドルネームで来ていますので、名前等々は結局分からないのですけれども、こういった相談があって、こういった感じの生徒であるという情報を、公立の学校に全て流します。それは私学を管轄している私どもの生活文化局私学部私学行政課の方にも、私立学校にもその情報を流してもらえるように依頼をし、そういうような形で対応をしました。ちなみに、この子は何回もここには来ている子で、それ以降も来ています。

**【北村委員】** 今の説明で、かなりこのSNSの特性を生かして、たぶん大きく分けて二つかなと思うのですけれども、ちょっと気軽に相談する窓口としての役割と、逆にかなり対面で言うには自分が抱え込み過ぎたりしていて言いづらいことを、匿名性が高いが故に言えるという、何となく二つに分かれそうな気がします。それをほかのチャンネル、相談窓口等々含めて、総合的にそういう形で御対応されているというふうに伺って、確かにこのSNSで何でもかんでも解決できるものではないので、更にこのSNSの特性を生かして、より多くの子供が、何か悩みがあったときにうまくサポートできるような姿勢を更に充実させていただきたいなと思いました。

**【教育長】** ほかにいかがでしょうか。

**【遠藤委員】** 非常に良い試みだと思うのですけれども、数値的なことで恐縮ですけれども、登録者にプッシュ通知とございますね。対象が64万人で、登録者は何人ぐ

らいでしょうか。

【指導部長】 ①番のところにありますように、9月30日時点で1万3118人になっています。

【遠藤委員】 この1万3118人の中での、いわゆる国公私立64万人がありますね。この内訳というのは分かりますか。

【指導部長】 それは分かりません。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【宮崎委員】 ひと昔前の言い方だと、足に靴を合わせるか、靴に足を合わせるかというようなことになるのでしょうかけれども、要するに子供たちの目線に合わせて、彼らのやり方に合わせて対応していくというのは非常に重要なことだと思いますので、これはどんどん充実させていったら良いと思います。けれども、始まったばかりで、これから、先ほどの分析の話もありますけれども、どんな問題が出てきて、それが解決できたのかどうかというところまで、是非追跡して、分析をしていただきたいというふうに思うのが1点です。

それから、SNSは諸刃の剣のところがあって、昨今のSNSがきっかけになった誘拐・監禁事件とかいじめの温床になったりとか、いろいろあります。東京都としては、SNS東京ルールを定めているところですが、この間バージョンアップもしましたし、東京ルールは私はすごく有効だと思いますが、割と気を付けなさいという方のルールなのですね。だから、それももう一步踏み込んで、積極的にこういうところに相談しなさいというところまで、ルールの中に組み込めるような仕組みまで昇華できると、もう少し有効になると思います。64万人の中の1万3000人ではなくて、もう少し、せめてあと10倍ぐらい来てくれると、何となく全体状況というのが把握できるのではないのでしょうか。SNSでも相談できない子供たちの受け皿をどこに作るのかと、いろいろな手段を立体的に組み合わせるのは当然ですけれども、そういうことで、スタートしたばかりですけれども、充実していくに当たっては、より積極的にこれを活用するような方策も含めて考えていただければ良いなというふうに思っています。

以上です。

【指導部長】 教育相談センターの方で、来所、電話、メール、第4の手段として

今回SNSと。現在のところ、相談センターの電話相談ですとか、メール相談が極端に減ったという状況にはないので、新たな相談者を掘り起こしているかなというようには考えているのですけれども、宮崎委員から御指摘があったような点を、今後改善の方向に生かしてまいりたいかと思えます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【秋山委員】 中学生に広げていただいて、本当に良かったなと思えます。これだけ相談者が増えて、それも相談の時期が、生徒が不安になる時期に的確に増えているというのは非常に良かったと思えます。また、先ほど電話とSNSの受け方、答え方が違うという特徴があるということも、そこもきちんと把握されているので良かったと思えます。

電話相談は、一般にも研修会とかが開かれていると思うのですけれども、SNSに関しては、まだそういう相談を受ける側の、相談員の研修の機会がほぼないのではないかと思います。その辺は東京都としてはどのように組み立てていかれるのでしょうか。

それからSNS相談員にお願いしたいのは、もちろん解決できるとか、それからどこか相談場所へつなぐとかということも大事で、もう一つはSNSでつながったという、つながれるんだということを伝えていただければ良いかなというふうに思います。

それともう一つお願いがあるのは、中学生へ広げて、今度小学校の高学年、10代の自殺とか、それから高学年になると両親とうまく話せないという子供たちも出てくるので、できれば小学校の高学年も検討していただければ良いかなと思えます。

以上です。

【指導部長】 この事業は、今、業者に委託をして、こちらの仕様書どおりにやっただけなので、毎月事例を集めて、相談員の研修をやるような形で、相談員の資質の向上を図っています。今後も事例を集めてやっていこうと思えます。

秋山委員から御指摘のとおり、やはり中学生に広げたということが非常に大きな成果だというふうに考えています。小学生の高学年の、いわゆるスマホの所有の関わりとか、そういうのをちょっと考えながら、その先どこまで広げていくかについては考

えさせていただきますかと思ひます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【山口委員】 やはり時代に即した試みかなと思ひますが、1回の相談の平均時間が41分ですよね。結構長いなという、それだけ手厚くというところもあるのですが、やはり相談員の方々が年齢的にどのくらいか分からないのですけれども、若い人たち、中学生の人たちの、チャットの、短いワードというかそういう感覚的なところがフィットすると、たぶんここにもっと来るところがあると思ひます。なかなか大変だと思ひますが、そういった専門家などの知見を取り入れて、また短いワードから何を読み解くかという力が、おそらくこれからは、こういった相談には問われてくると思ひますので、今始めたばかりで、次から次へとという感じではあるのですが、是非よろしくお願ひします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございませうか。―――〈異議なし〉―――そうしましたら、本件につきましては報告として承りました。

## (2) 都民の声（教育・文化）について[令和元年度上半期（4月～9月）]

【教育長】 それでは、報告事項（2）都民の声（教育・文化）について[令和元年度上半期（4月～9月）]についての説明を、総務部長の方からお願ひをいたします。

【総務部長】 それでは、報告資料の（2）を御覧ください。

教育庁や都立学校など各種教育機関が実施している施策・事業などに対しまして、頂きました御意見等を毎月ホームページなどで公表しております。また半期ごとに、年2回になりますが、教育委員会定例会におきましても報告しております。今回は令和元年度の上半期（4月～9月）について取りまとめましたので、これを説明したいと思ひます。

まず1ページ、都民の声についてでございます。

今年度の上半期に受け付けた合計の件数は、上段のグラフの一番右側の柱になりますけれども、2459件で、平成30年度の下半期と比較しまして743件の減となっております。

ます。昨年度の下半期は都立学校教員の体罰に関する苦情や意見が多数寄せられたという状況がございました。また、お寄せいただいたものを性質別に見ますと、下段の表にありますように、苦情が最も多く、全体の76%を占めております。

2ページでございますが、これは分野別に分類したものです。一番多いのは、生徒指導に関するもので、1018件、全体の約4割を占めております。次いで教職員に関するもの、学校運営などとなっております。

次の3ページから5ページまでが、多数を占めましたテーマ及び件数とその事例になっております。まず3ページでございます、459件ありました児童・生徒の非行・公共マナーに関するものでございます。事例としましては、都立学校の生徒の登校マナーに関する苦情でございます。当該校では日頃から指導しているということですが、登校のマナーに関する印刷物の掲示や、副校長からの指導、教員の見守り体制の強化など、より指導を徹底していくことにいたしました。

その下でございます。270件ございました、学校の管理・運営に関するものでございます。事例としましては、都立学校のホームページに掲載されている学校説明会や入試案内に様々な年度のものが入り混じっていて分かりにくいという苦情でございます。当該校は直ちに最新の情報に更新するとともに、今後も入学希望者に分かりやすいよう、適宜更新を行うこととしております。

4ページでございます。269件ありました、教職員の服務、接遇などに関するものでございます。事例としまして、都立学校の事務職員の接遇に対する苦情を載せております。当該校の校長は、当該職員に対しまして厳重に注意し、接遇マナーを改めるよう指導しております。

その下でございますが、248件ございました生活指導等に関するものでございます。事例としまして、夜間定時制の都立学校の近隣住民から、部活動中の生徒が音楽を大音量で流しているということに対する苦情でございます。当該校では顧問から部員に指導をするとともに、職員会議で苦情の内容や対応の共有を図っております。

5ページでございます。157件ございました教職員による児童・生徒への体罰、不適切な指導などに関するものでございます。事例としまして、駅の改札口で都立高校生の生徒が大きく広がって集合しておりまして、また生徒は食べ物を落としても拾わ

ずに放置していたことにつきまして、引率の教員が注意しないということに対する苦情でございます。当該校は引率教員に反省を促すとともに、生徒には都立学校を代表する生徒であるという自覚を持って、公共マナーにのっとり行動するように指導しております。

その下でございます。131件ありました、都立図書館運営に関するものでございます。事例としまして、都立多摩図書館で利用者の方がスタッフに雑誌のコピーを頼んだところ、依頼していないのにもかかわらず縮小コピーをされてしまったという苦情でございます。多摩図書館では事実の特定はできませんでしたが、今回の御指摘を受け止め、改めて複写サービスの委託業者に対しまして、一層注意するよう指導したところでございます。

次は6ページでございます。請願でございます。

この請願は、東京都教育委員会請願処理規則などにに基づき提出されたものでございまして、規定上、請願者に対して検討結果を通知するよう定められております。令和元年度上半期の件数は8件であり、そのうち生徒指導に関するものは5件、学校運営に関するものは2件、教職員に関するものが1件となっております。

事例としましては、7ページと8ページに、国旗掲揚・国歌斉唱に関する教員の処分などに関するもの、9ページに、小山台高校と立川高校定時制課程の生徒募集の継続と存続を求めるもの、10ページと11ページに、教科書採択に関するものについて、それぞれ請願の内容と、請願者に通知した検討結果を載せております。

12ページは、団体から寄せられた要請・要望でございます。令和元年度上半期の件数は40件ございまして、学校運営に関するものが26件、教職員及び生徒指導に関するものがそれぞれ6件などとなっております。

事例としましては、13ページに学校教育の充実、国旗掲揚・国歌斉唱等教員の処分等、生活指導等に関する要請を載せております。

14ページになります。公益通報制度です。

まず(1)窓口別受理件数の内訳の表を御覧ください。上段の教育庁等窓口は公益通報者保護法で必置とされており、教育委員会の事務局の内部に窓口を設け、東京都の教職員が実名で通報するための窓口でございます。下段の弁護士窓口はコンプライ

アンスに対する意識をより一層高めるという観点から、より多くの御意見が寄せられるよう、平成25年4月から受付を開始したもので、教育庁等の窓口では対応できない匿名での通報、区市町村の教員に対する通報なども対象としております。こちらの窓口は教員や児童・生徒とその保護者さらには一般都民からの通報も対象としております。

弁護士窓口の通報につきましては、担当弁護士に寄せられた通報内容を弁護士から私どもにお伝えいただき、私どもの方で必要な調査を行い、その結果を弁護士にお返しし、弁護士から調査結果を通報者に回答するというような流れで処理しています。

令和元年度の上半期の受理件数でございますが、弁護士窓口のみの13件でした。制度の性質上、具体的な通報内容をお示しできませんが、いじめに関するもの、セクハラ、わいせつ行為に関するもの、職員の勤怠管理に関するもの、会計処理に関するもの、個人情報の取扱いに関するものなどがございます。

続きまして（2）の弁護士窓口受理分に係る処理状況の表を御覧ください。

通報要件を満たし、調査を行うことを決定して受理したものについての処理状況でございますが、平成29年に受理した25件につきましては、調査終了した事案が14件、平成30年度に受理した29件については、終了した事案が17件、令和元年度に受理した13件につきましては、終了した事案が1件となっております。

今後とも都民の声に真摯に耳を傾け、施策や行政サービスの質の向上に努めてまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**【教育長】** ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

**【北村委員】** 様々な声が寄せられている中、それを是非、今後も真摯に対応できる場所は一つずつ対応していくことが大事だと思っておりますし、教育委員会でも是非必要な場面に応じて議論をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますということが1点です。

もう1点は、都民の声を見ていて、やはり少し感じるのは、生徒にしても教職員にしてもというところかもしれませんが、公共性と言ってしまふとちょっと大げさなの

ですが、他者への思いやりとか、想像力というか、おそらく多くの場合、悪気があって何かをしているわけではないのですが、ほかの人がどういうふうを感じるだろうかというところへの想像力が欠如している面というのがやはりあるのかなというふうに、どの声を伺っても感じます。これは、だからといって東京都教育委員会としてこうしろ、ああしろという話ではなく、教育の中で生徒たちが、あるいは教職員含めて、学校という共同体の中で、お互いのことを思いやりながら、支え合いながら学ぶような環境づくりというのが基本になると思いますので、それを何か教育委員会の方からこうしろ、ああしろというのも、それは違う気がします。ただ、こういった問題がある、もう少し想像力を働かせるような、そういう教育環境づくりというのは、今後もいろいろ現場で議論していただいて、実践していただいて、そしてそれを支援できるところは、教育委員会としてもサポートしていくということが重要だと思います。何かすごく、ここで今これをしろとか、こうすべきとかということがあるわけではないのですが、実はかなり根深い問題でもあるなと思いますので、今後もこういった問題についても、教育委員会でも議論できたら良いなというふうに思いました。

【教育長】     ほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——それでは本件につきまして、報告として承りました。

## 参 考 日 程

### (1) 教育委員会定例会の開催

12月12日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】     次に、今後の日程につきまして、教育政策課長の方からお願いいたします。

【教育政策課長】     次回の定例会でございますけれども、12月の第2木曜日となります、12月12日午前10時より、ここ教育委員会室にて開催を予定しています。以上でございます。

【教育長】     ただいま御説明のとおり、次回の教育委員会につきましては12月12日に



開催したいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、日程そのほかに、何かございませんでしょうか。よろしゅうございませ  
か。

それではこれから非公開の審議に入ります。

(午前10時40分)